

○農林水産省告示第四百八十二号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、平成十二年九月二十九日農林水産省告示第千二百五十九号（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第八条の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

平成十二年九月二十九日農林水産省告示第千二百五十九号（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第八条の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件）は、廃止する。

附 則

この告示は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。